

様式第1号(第3条関係)

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市民体育館、市民格技場、市民運動広場及び市民プールの使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市民体育館条例(昭和54年6月27日条例第24号)第7条、大津市市民格技場条例(昭和61年3月25日条例第4号)第5号、大津市市民運動広場条例(平成4年3月24日条例第3号)第6条、大津市市民プール条例(昭和50年6月25日条例第33号)第7条第2項		
基 準 法 令 名	_____		
所 管 部 署	所管：大津市市民部スポーツ課管理係		
標 準 処 理 期 間	1 日	法 定 処 理 期 間	——日
【審査基準】 ・文書の名称【大津市民体育館、市民格技場、市民運動広場及び市民プール使用料減免基準】 ・掲載図書等【 _____ 】 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 大津市民体育館、市民格技場、市民運動広場及び市民プール使用料減免基準 (趣旨) 第1条 この基準は、大津市民体育館条例第7条、大津市市民格技場条例第5条、及び大津市市民運動広場条例第6条及び大津市市民プール条例第7条第2項の規定に基づく使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。 (利用者区分による減免) 第2条 施設利用者が次の各号のいずれかに該当し、かつ利用団体の構成員の半数以上の場合、又は個別利用の利用者の半数以上の場合には使用料を減免することができる。 (1) 障害者等が使用する場合。 (2) 高齢者（65歳以上）が使用する場合。 (3) 小中学、高校の生徒、就学前の子どもが使用する場合。 (実施主体等による区分による減免) 第3条 施設利用者の実施主体等が次の各号のいずれかに該当するとき、使用料の減免をすることができる。なお、第2条の減免対象となる場合、第2条の減免反映後の使用料に改めて減免を行う。 (1) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合。 (2) 上記のうち、次の者を対象とする事業 ・市内の就学前の子ども、学校の生徒 ・市内の障害者 ・65歳以上の市民 (3) 公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であって、公益に資すると認められるものに使用する場合。 (4) 障害者団体が申請し、個人が使用する場合 (5) 施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合。 第4条 省略			

(富士見市民温水プールの使用料の減免)

第4条の2 大津市富士見市民温水プールにおいては、第2条及び第3条の規定にかかわらず、身体障害者手帳の交付を受けている者、滋賀県知事から療育手帳の交付を受けている者及び精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている者を介護する者（それらの者1人につき1人に限る。ただし、指定管理者がそれらの者の障害等の程度に照らして必要があると認める場合には2人まで。）の使用料の減免をすることができる。

(使用料の減免率)

第5条 使用料の減免率については、別表第1に定めるとおりとする。なお、石山市民体育館においては、別表第1に加え、別表第2に定めるとおりとする。

(減免申請)

第6条 使用料の減免を受けようとするときは施設の使用許可申請の都度、使用料減免申請書（様式第1号）を、石山市民体育館については、使用料減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

また、使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書に合わせて少なくとも1年度の間に1回、団体登録兼減免要件確認書（様式第3号）を提出しなければならない。

別表第1

利用者区分	減額率	備考
障害者等が使用する場合	50%	
高齢者（65歳以上）が使用する場合	50%	
小中学、高校の生徒、就学前の子どもが使用する場合	50%	
実施主体等による区分		
本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合	30%	
上記のうち、次の者を対象とする事業 ・市内の就学前の子ども、学校の生徒 ・市内の障害者 ・65歳以上の市民	50%	
公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であつて、公益に資すると認められるものに使用する場合	30%	
障害者団体が申請し、個人が使用する場合	50%	
施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合	免除又は50%	
富士見市民温水プールにおける介護者	免除	

別表第2 省略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準に記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。